

ハンセン病家族訴訟 国控訴せず 首相「厳しい偏見、差別が存在した」

政府は、ハンセン病患者の隔離政策による家族への差別被害を認め、国に損害賠償を命じた熊本地裁判決を受け入れ、「政府として深く反省し、心からおわび申し上げる」との首相談話を発表しました。

隔離政策による偏見や差別

ハンセン病は、らい菌による感染症で、かつては感染すると失明、手足の麻痺、皮ふに様々な病的変化が現れ「不治の病」と誤解されていましたが、感染力は極めて弱く、発病することはまれであり、現在は治療法が確立され、たとえ発病しても早期治療により障がいを残すことなく治すことができるようになりました。

しかし、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで長く続いた隔離政策が、ハンセン病回復者の社会復帰や家族などの関係を阻み、ハンセン病に対する偏見や差別を助長することにもなりました。

鳥取県も患者の強制的な隔離を推進する「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。

回復困難な差別被害

判決は、隔離政策によって元患者の家族らは就学や就労の拒否、最低限度の社会生活の喪失、結婚差別、村八分などの回復困難な差別被害を受けたと認定し、「憲法が保障する人格権や婚姻の自由を侵害した」と述べています。

現在、療養所の入所者だけでも1215人、平均年齢は80代後半、ご家族の高齢化も進んでいます。

私たちは、ハンセン病で苦しむ方々がいること、偏見や差別が存在することを認識し、「人権」とは何か、「共に生きる」とは何かを学ぶ必要があります。